

建物一時使用賃貸借契約書

貸主(以下「甲」という)と、借主(以下「乙」という)は、後記建物(以下「本件建物」という)につき、次のとおり一時使用目的の賃貸借契約書(以下「本契約」という)を締結する。

第1条

甲は、所有する本件建物を、別紙申込書の用途として一時使用させる目的にて乙に賃貸することを約し、乙は、これを賃借することを承諾した。

第2条

賃貸借期間は令和__年__月__日の__日間とする。

- ・賃貸可能時間は、午前__時から午後__時までとする。
- ・本建物は普通賃貸の募集も行っているため、上記期間以後の日程については予約できない場合もあることを乙は了承する。

第3条

賃料は一日金_____円とし__日間の合計金_____円、事務手数料 5,000 円並びに清掃預り金_____円及び消費税を乙は、本契約成立時に一括して甲に支払う。

第4条

乙は以下の行為をしてはならない。

1. 本件建物を転貸すること
2. 本件建物に造作を付加すること
3. 本件建物を第1条に記載する用途以外の用途に供すること
4. 本件建物の現状を変更すること

第5条

契約期間満了あるいは解除などにより本契約が終了した場合には、乙は、直ちに本件建物を原状に復して明渡す。

第6条

本件建物の明渡しに際し、乙は、明渡料などその他一切の請求をしない。

第7条

乙が明渡しを遅延した場合には、乙は明渡し完了するまでの間、1日当たり月額賃料の倍額の遅延損害金を支払う。月に満たない日数は日割計算する。

第8条

乙はいかなる場合も、本建物を転貸借しない。

第9条

本契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所を、甲の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所とする。

建物の表示

所在

名称・部屋番号

種類

床面積

平方メートル

第10条

乙は、本建物使用後は清掃し、原状回復して甲に引き渡すものとする。本建物に汚濁がみられる場合及び損傷がみられる場合は、甲は乙から預かり受けている清掃預り金をもって充当するが、清掃預り金の範囲を超えての汚濁又は損傷がある場合は、甲は乙に別途クリーニング費用並びに工事費用を申し受ける。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名・押印の上、各自一通を保有する。

令和__年__月__日

甲	住所	大阪府吹田市元町19番15号2階
	氏名	松澤ハウスネット 代表者 松澤真澄

乙	住所	
	氏名	

⑩

建物一時使用賃貸借契約書

貸主(以下「甲」という)と、借主(以下「乙」という)は、後記建物(以下「本件建物」という)につき、次のとおり一時使用目的の賃貸借契約書(以下「本契約」という)を締結する。

第1条

甲は、所有する本件建物を、別紙申込書の用途として一時使用させる目的にて乙に賃貸することを約し、乙は、これを賃借することを承諾した。

第2条

賃貸借期間は令和__年__月__日の__日間とする。

- ・賃貸可能時間は、午前__時から午後__時までとする。
- ・本建物は普通賃貸の募集も行っているため、上記期間以後の日程については予約できない場合もあることを乙は了承する。

第3条

賃料は一日金_____円とし__日間の合計金_____円、事務手数料 5,000 円並びに清掃預り金_____円及び消費税を乙は、本契約成立時に一括して甲に支払う。

第4条

乙は以下の行為をしてはならない。

5. 本件建物を転貸すること
6. 本件建物に造作を付加すること
7. 本件建物を第1条に記載する用途以外の用途に供すること
8. 本件建物の現状を変更すること

第5条

契約期間満了あるいは解除などにより本契約が終了した場合には、乙は、直ちに本件建物を原状に復して明渡す。

第6条

本件建物の明渡しに際し、乙は、明渡料などその他一切の請求をしない。

第7条

乙が明渡しを遅延した場合には、乙は明渡し完了するまでの間、1日当たり月額賃料の倍額の遅延損害金を支払う。月に満たない日数は日割計算する。

第8条

乙はいかなる場合も、本建物を転貸借しない。

第9条

本契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所を、甲の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所とする。

建物の表示

所在

名称・部屋番号

種類

床面積

平方メートル

第10条

乙は、本建物使用後は清掃し、原状回復して甲に引き渡すものとする。本建物に汚濁がみられる場合及び損傷がみられる場合は、甲は乙から預かり受けている清掃預り金をもって充当するが、清掃預り金の範囲を超えての汚濁又は損傷がある場合は、甲は乙に別途クリーニング費用並びに工事費用を申し受ける。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名・押印の上、各自一通を保有する。

令和__年__月__日

甲	住所	大阪府吹田市元町19番15号2階
	氏名	松澤ハウスネット 代表者 松澤真澄

乙	住所	
	氏名	

⑩

松澤ハウスネット 御中

反社会的勢力排除に関する誓約書

私 _____ は、下記の各項に該当いたしません。また、将来にわたり該当しないことを誓約いたします。次の各項のいずれかに該当すると判断された場合、解雇、契約解除ほか、いかなる処分を受けても異議を申し立てないことを誓約いたします。

記

1. 暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業の関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、および準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という）である
2. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している
3. 上記の各項に該当しなくなったときから5年を経過していない
4. 貴社に対し、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動・暴力を用いる行為、風説の流布・偽計・威力を用いて貴社の信用を毀損し、業務を妨害する行為、またはこれらに準ずる行為を行う

以上

年 月 日

住所：

氏名：

Ⓜ